

VII 資 料

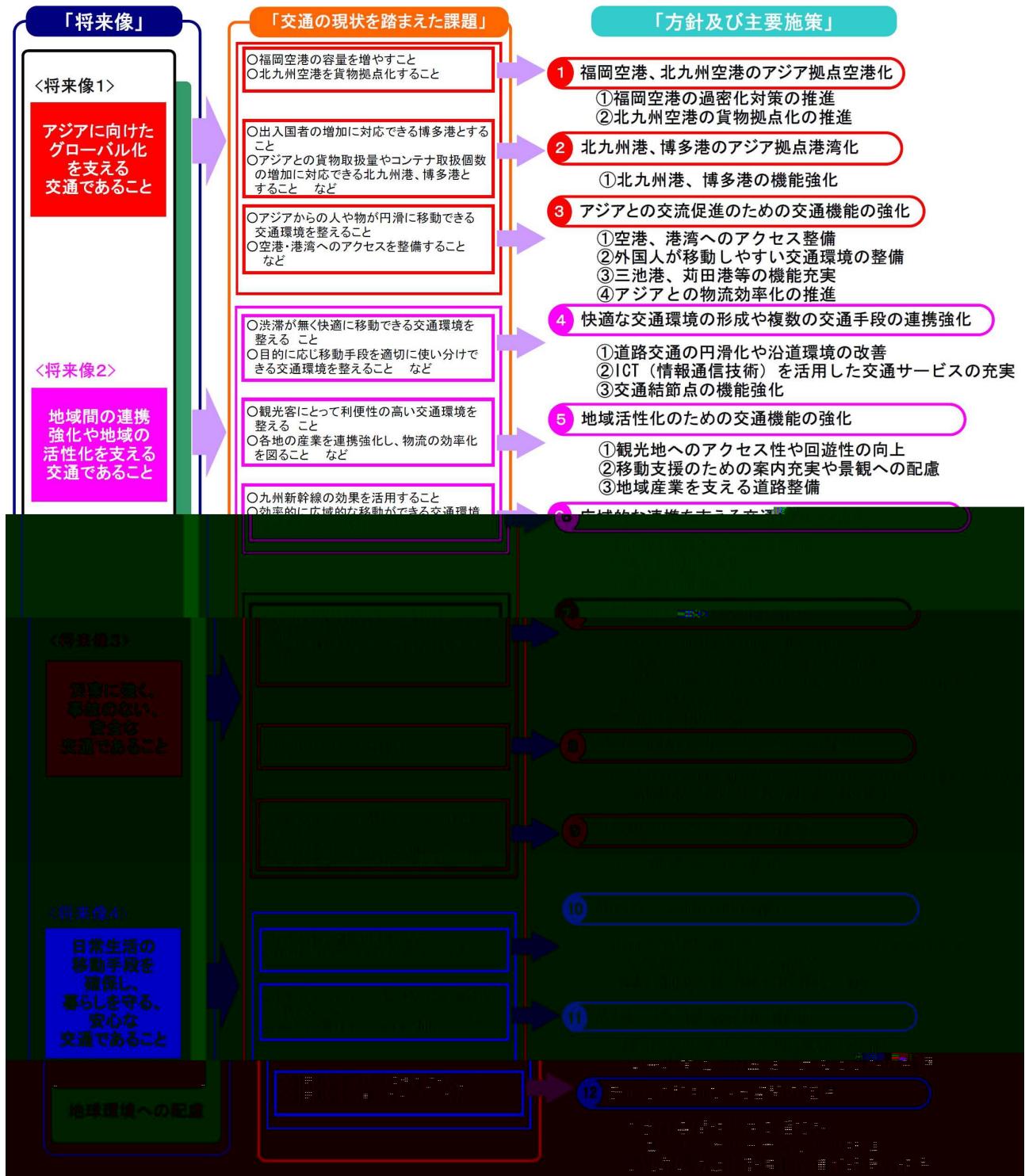
1 総合交通政策の推進(福岡県交通ビジョン2012)※参考 H23年度企画交通課作成

(1) 交通ビジョンとは

(2) 将来像と基本理念



(3) 方針と主要施策



(4) 交通ビジョンの推進



Plan-Do-Check-Action

(5) 計画期間

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	...
交通ビジョン			計画期間			(10年程度先の社会を見据える)				

5 24 28 10

← ← ← ← ←

検証

→ → → → →

次期交通ビジョンの計画期間

2 県土整備部事務分掌

(1) 本庁

		<p>1 測量法の施行に関すること。</p> <p>2 県土整備部に係る人事に関する事務の総括に関すること。</p> <p>3 県土整備関係法規に関すること。</p> <p>4 庶務に関すること。</p> <p>5 財務会計に関すること。</p> <p>6 県土整備部に属する出先機関に関すること。</p> <p>7 県土整備部各課（室）の連絡調整に関すること。</p> <p>8 県土整備部に属する事務で他課に属しないこと。</p>
		<p>1 県土整備部に係る予算の総括に関すること。</p> <p>2 県土整備部に係る予算に関する事務のうち、他係に属しないこと。</p>
		<p>1 県土整備部の企画交通課、用地課、道路維持課、道路建設課及び高速道路対策室に係る工事費の予算に関すること。</p>
		<p>1 県土整備部の河川課、河川開発課、港湾課、砂防課及び水資源対策課に係る工事費の予算に関すること。</p>
		<p>1 県土整備部に係る事業の総合的進行管理及び工事の工程管理の指導に関すること。</p> <p>2 県土整備部に係る電算処理システムに関する事務（設計積算システムに関するものを除く。）。</p> <p>3 庶務に関すること。</p> <p>4 財務会計に関する事務。</p> <p>5 福岡県建設技術情報センターに関する事務。</p> <p>6 公益財団法人福岡県建設技術情報センターに関する事務。</p>
		<p>1 県土整備行政の総合企画、調査及び調整に関する事務。</p> <p>2 県土整備部所管の公共事業の評価に関する事務。</p> <p>3 職員の土木技術に係る研修に関する事務。</p>
		<p>1 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事務のうち、土木工事の特定建設資材に係る分別解体等に関する事務。</p> <p>2 県土整備部に係る技術事項の企画、調査及び基準に関する事務。</p> <p>3 県土整備部に係る電算処理システムに関する事務（設計積算システムに関するものに限る。）。</p> <p>4 県土整備部に属する事務のうち、土木技術に属するもので他課に属しないこと。</p>
		<p>1 県土整備部に係る工事の入札（事務委任規則別表の規定により財務担当所長に委任されたものを除く。）に関する事務。</p>
		<p>1 県土整備部に係る工事の検査及び指導に関する事務。</p>
		<p>1 県土整備部所管に係る公共土木施設の用地に関する事務の総括に関する事務。</p> <p>2 県土整備部所管に係る公共土木施設のための用地取得に係る土地評価及び補償の基準に関する事務。</p> <p>3 国土交通省所管の国有財産に関する事務のうち、他課に属しないこと。</p> <p>4 庶務に関する事務。</p> <p>5 財務会計に関する事務。</p>
		<p>1 土地収用法の施行に関する事務。</p> <p>2 公共用地の取得に関する特別措置法の施行に関する事務。</p> <p>3 公有地の拡大の推進に関する法律の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。</p> <p>4 福岡県収用委員会の庶務に関する事務。</p> <p>5 福岡県土地開発公社に関する事務。</p>
		<p>1 県土整備部所管に係る公共土木施設のための用地取得及びこれに係る損失補償に関する事務。</p>

		<p>1 軌道法の施行に関すること。</p> <p>2 道路運送法の施行に関すること。</p> <p>3 道路法の施行に関すること。</p> <p>4 ガス事業法の規定に基づく道路等の使用許可に関すること。</p> <p>5 道路整備特別措置法の規定に基づく道路の維持修繕に関すること。</p> <p>6 道路交通法の規定に基づく道路の通行区分、使用許可等に係る公安委員会等に対する意見、協議等に関すること。</p> <p>7 共同溝の整備等に関する特別措置法の施行に関すること。</p> <p>8 電気事業法の規定に基づく道路等の使用許可に関すること。</p> <p>9 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律の規定に基づく交通安全施設等整備事業のうち、他係に属しないこと。</p> <p>10 鉄道事業法の規定に基づく道路への敷設に関すること。</p> <p>11 電線共同溝の整備等に関する特別措置法の施行に関すること。</p> <p>12 国土交通省所管の国有財産のうち道路（道路法が適用される道路）に関すること。</p> <p>13 庶務に関すること。</p> <p>14 財務会計に関すること。</p>
		<p>1 道路の修繕に関する法律の施行に関すること。</p> <p>2 道路法の規定に基づく国道及び県道の維持修繕及び道路標識に関すること。</p> <p>3 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定に基づく国道及び県道の維持修繕に関すること。</p>
		<p>1 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律の規定に基づく交通安全施設等整備事業の技術に関すること。</p> <p>2 福岡県福祉のまちづくり条例の施行に関する事務のうち、道路に関すること。</p>
		<p>1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定に基づく道路施設の災害復旧事業に係る技術に関すること。</p> <p>2 1に定めるもののほか、道路施設の災害復旧事業の技術に関すること。</p>
		<p>1 道路法の規定に基づく市町村道事業に関する事務。</p> <p>2 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定に基づく市町村道事業に関する事務。</p> <p>3 発電用施設周辺地域整備法の施行に関する事務のうち、市町村道事業の技術に関する事務。</p>
		<p>1 道路整備特別措置法の施行に関する事務（福岡県道路公社及び福岡北九州高速道路公社に関するものを除く。）。</p> <p>2 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の施行に関する事務。</p> <p>3 道路整備の企画、調査及び調整に関する事務。</p> <p>4 高速自動車道等の建設に関連する公共事業の計画調整及び設計協議の総括に関する事務。</p> <p>5 庶務に関する事務。</p> <p>6 財務会計に関する事務。</p>
		<p>1 道路法の規定に基づく国道の新設、改良に関する事務。</p>
		<p>1 道路法の規定に基づく県道の新設、改良に関する事務。</p> <p>2 自転車道の整備等に関する法律の施行に関する事務のうち、大規模自転車道整備事業に関する事務。</p>
		<p>1 道路法の規定に基づく国道及び県道の橋梁の架換及び新設並びに踏切除却に関する事務。</p> <p>2 過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく市町村道の整備に関する事務。</p>

		<p>1 水防法の施行に関する事務のうち、技術に関するものを除く。)。</p> <p>2 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定に基づく公共土木施設の災害復旧事業のうち、県土整備部所管に係るものに関する事務(港湾に係るもの及び技術に関するものを除く。)。</p> <p>3 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の規定に基づく特別財政援助額等の算定に関する事務。</p> <p>4 その他公共土木施設の災害復旧事業のうち、県土整備部所管に係るものに関する事務(港湾に係るもの及び技術に関するものを除く。)。</p> <p>5 庶務に関する事務。</p> <p>6 財務会計に関する事務。</p>
		<p>1 公有水面埋立法の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。</p> <p>2 河川法の施行に関する事務。</p> <p>3 河川法の規定に基づくダムの維持管理に関する事務(技術に関するものを除く。)。</p> <p>4 砂利採取法の施行に関する事務のうち、採取計画の認可等に関する事務で他課に属しないこと。</p> <p>5 鉄道事業法の規定に基づく河川、溝渠及び運河等に関する事務。</p> <p>6 国土交通省所管の国有財産のうち、河川(河川法が適用又は準用される河川)に関する事務。</p>
		<p>1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定に基づく河川施設の災害復旧事業に係る技術に関する事務。</p> <p>2 1に定めるもののほか、河川施設の災害復旧事業に係る技術に関する事務。</p>
		<p>1 水防法の施行に関する事務のうち、技術に関する事務。</p> <p>2 河川法の規定に基づくダムの維持管理のうち、技術に関する事務。</p> <p>3 河川事業の企画調査に関する事務。</p>
		<p>1 河川法の規定に基づく河川の治水に関する事務。</p>
		<p>1 河川開発事業用地の買収、補償に関する事務。</p> <p>2 庶務に関する事務。</p> <p>3 財務会計に関する事務。</p>
		<p>1 河川法の規定に基づく河川の利水に関する事務。</p> <p>2 河川開発事業の企画調査に関する事務。</p>
		<p>1 河川開発事業に係る技術に関する事務。</p>

		<ol style="list-style-type: none"> 1 公有水面埋立法の施行に関する事務のうち、港湾及び海岸に係るものに関すること（技術に関するものを除く。）。 2 統計法の規定に基づく基幹統計のうち、港湾調査に関すること。 3 港湾法の施行に関すること。 4 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定に基づく公共土木施設の災害復旧事業のうち、港湾に係るものに関すること（技術に関するものを除く。）。 5 海岸法の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。 6 砂利採取法の施行に関する事務のうち、海浜地及び海域（漁港区域を除く。）に係る採取計画の認可等に係る事務で他課に属しないこと。 7 その他公共土木施設の災害復旧事業のうち、港湾に係るものに関すること（技術に関するものを除く。）。 8 国土交通省所管の国有財産のうち、港湾及び海岸に係るものに関すること。 9 國際航海船舶及び國際港湾施設の保安の確保等に関する法律の施行に関すること。 10 庶務に関すること。 11 財務会計に関すること。
		<ol style="list-style-type: none"> 1 公有水面埋立法の施行に関する事務のうち、港湾に係るもの技術に関すること。 2 港湾法の規定に基づき県が港湾管理者となった港湾（以下「県営港湾」という。）の工事に関すること。 3 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定に基づく公共土木施設の災害復旧事業のうち、港湾に係るもの技術に関すること。
		<ol style="list-style-type: none"> 1 公有水面埋立法の施行に関する事務のうち、海岸に係るもの技術に関すること。 2 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定に基づく公共土木施設の災害復旧事業のうち、海岸に係るもの技術に関すること。 3 海岸法の規定に基づく県営工事に関すること（漁港区域及び農地保全地区を除く。）。 4 砂利採取法の施行に関する事務のうち、海浜地及び海域（漁港区域を除く。）に係る採取計画の認可等に係る技術に関すること。
		<ol style="list-style-type: none"> 1 砂防法の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。 2 採石法の施行に関する事務のうち、採取計画の認可その他災害防止命令等に係る土木技術に関すること。 3 地すべり等防止法の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。 4 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の施行に関すること。 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行に関する事務のうち、区域の指定及び特定開発行為の許可に関すること。 6 ぼた山災害防止事業に関する事務のうち、技術に関すること。 7 国土交通省所管の国有財産のうち、砂防法第1条に規定する砂防設備、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設に関すること。 8 庶務に関すること。 9 財務会計に関すること。
		<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定に基づく公共土木施設の災害復旧事業のうち、砂防設備に係るもの技術に関すること。 2 砂防法の規定に基づく砂防施設に関すること。 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。
		<ol style="list-style-type: none"> 1 道路整備特別措置法の施行に関する事務のうち、福岡北九州高速道路公社及び福岡県道路公社に関すること。 2 高速自動車道等の建設促進に関すること。 3 福岡北九州高速道路公社及び福岡県道路公社に関すること。 4 庶務に関すること。 5 財務会計に関すること。

		<ul style="list-style-type: none"> 1 水資源開発促進法の規定に基づく水資源開発水系の指定及び水資源開発基本計画に関すること。 2 独立行政法人水資源機構法の規定に基づく事業実施計画等に関すること。 3 水行政に係る連絡及び調整に関すること。 4 節水型水利用の推進に関すること。 5 庶務に関すること。 6 財務会計に関すること。
		<ul style="list-style-type: none"> 1 総合的水需給計画の策定及び推進に関すること。 2 広域利水計画の調整及び指導に関すること。 3 水利用の合理化に関すること。 4 地下水の利用及び保全に関すること。 5 工業用水の需給の調整に関すること。 6 北部福岡緊急連絡管の運用に関すること。
		<ul style="list-style-type: none"> 1 水源地域対策特別措置法の施行に関すること。 2 水資源開発地域に係る振興計画の策定及び推進に関すること。
		<ul style="list-style-type: none"> 1 水道法の施行に関すること。 2 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の施行に関すること。 3 その他水道に関すること。

(2) 出先機関

事務所名	課(室)名	所掌事務
		1 庶務に関すること。 2 財務会計に関すること。
		1 県土整備行政の企画、調査及び調整に関すること。
		1 砂防法の施行に関すること。 2 公有水面埋立法の施行に関すること。 3 測量法の施行に関すること。 4 水防法の施行に関する事務（技術に関するものを除く。） 5 土地収用法の施行に関する事務。 6 道路法の施行に関する事務。 7 都市公園法の施行に関する事務。 8 地すべり等防止法の施行に関する事務。 9 水洗炭業に関する法律の施行に関する事務。（福岡、直方、北九州、田川及び飯塚に限る。） 10 道路交通法の規定に基づく道路の使用に係る協議に関する事務。 11 公共用地の取得に関する特別措置法の施行に関する事務。 12 河川法の施行に関する事務。 13 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律の規定に基づく交通安全施設等整備事業（技術に関するものを除く。）に関する事務。 14 砂利採取法の施行に関する事務。 15 都市計画法の施行に関する事務のうち、風致地区に関する事務。（福岡を除く。） 16 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の施行に関する事務。 17 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行に関する事務。 18 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事務（土木工事の特定建設資材に係る分別解体等に限る。）のうち、届出及び通知の受領に関する事務。 19 福岡県屋外広告物条例の施行に関する事務。 20 国有財産に関する事務。 21 用地取得に関する事務。 22 損失補償に関する事務。 23 登記事務に関する事務。 24 海岸法の施行に関する事務。（福岡、京築及び北九州に限る。） 25 港湾法の施行に関する事務。（京築及び北九州に限る。）
	（福岡） ※福岡において は、右記所掌 事務のうち、 1, 2, 4, 6, 7, 8, 9, 10, 12, 13, 14, 16, 17, 18, 19, 20 . 24は管理課 が所掌）	
	（直方、田川、 飯塚を除く。） （直方、田川、 飯塚） （直方、田川、 飯塚）	1 道路法の規定に基づく国道及び県道の新設、改良、踏切除却及び維持修繕に関する事務。 2 土地区画整理法の施行に関する事務のうち、他課に属しない事務。 3 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律の規定に基づく交通安全施設等整備事業の技術に関する事務。 4 都市計画法の規定に基づく県営都市計画事業に関する事務。（朝倉及び田川に限る。）

事務所名	課(室)名	所掌事務
	(南筑後を除く。) (南筑後)	<p>1 砂防法の規定に基づく砂防施設の建設、改良及び維持修繕に関すること。</p> <p>2 水防法の施行に関する事務のうち、技術に関すること。</p> <p>3 地すべり等防止法の規定に基づく地すべり防止施設及びぼた山崩壊防止施設の建設、改良及び維持修繕に関すること。</p> <p>4 河川法の規定に基づく河川の建設、改良及び維持修繕に関すること（河川総合開発事務所の所掌事務であるものを除く。）。</p> <p>5 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の規定に基づく急傾斜地崩壊防止施設の建設、改良及び維持修繕に関すること。</p> <p>6 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定に基づく基礎調査に関すること。</p> <p>7 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事務のうち、土木工事の特定建設資材に係る分別解体等に係るもので、他課に属しないこと。</p> <p>8 ぼた山災害防止事業に関すること。（直方、北九州、田川及び飯塚に限る。）</p> <p>9 海岸法の規定に基づく海岸の県営の建設、改良及び維持修繕に関すること（他の出先機関の所掌事務であるものを除く。）。（福岡、南筑後、京築及び北九州に限る。）</p> <p>10 港湾法の規定に基づく県営港湾の建設、改良及び維持修繕に関すること。（南筑後、京築及び北九州に限る。）</p>
(福岡、久留米、南筑後、直方、京築、八女、北九州、飯塚及び那珂)		<p>1 都市計画法の規定に基づく県営都市計画事業に関すること。</p> <p>2 都市公園法の規定に基づく都市公園施設の新設、改良及び維持修繕に関すること（大濠公園能楽堂、旧福岡県公会堂貴賓館及び筑後広域公園芸術文化交流施設に係るものと除く。）。（福岡、南筑後、八女、北九州、飯塚及び那珂に限る。）</p> <p>3 下水道法に基づく流域下水道施設の新設、改良及び維持補修に関すること。（南筑後、直方、八女、北九州及び飯塚に限る。）</p>
(南筑後を除く。)		<p>1 統計法の規定に基づく指定統計のうち、建築着工統計に関すること。</p> <p>2 建設業法の施行に関する事務のうち、建築等の制限に関する事務。</p> <p>3 建築基準法の施行に関する事務のうち、建築等の制限に関する事務。</p> <p>4 建築士法の施行に関する事務のうち、宅地建物取引業法の施行に関する事務。</p> <p>5 土地区画整理法の施行に関する事務のうち、建築等の制限に関する事務。</p> <p>6 都市計画法の施行に関する事務のうち、建築等の制限に関する事務。</p> <p>7 都市再開発法の施行に関する事務のうち、建築等の制限に関する事務。</p> <p>8 独立行政法人住宅金融支援機構から委託された事務に関する事務。</p> <p>9 净化槽法の施行に関する事務のうち、净化槽の構造及び净化槽工事業に係る登録に関する事務。</p> <p>10 福岡県福祉のまちづくり条例の施行に関する事務のうち、建築物に関する事務。</p> <p>11 建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律の施行に関する事務のうち、建築物の特定建設資材に係る分別解体及び解体工事業者に係る登録事務等に関する事務。</p> <p>12 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事務。</p> <p>13 エネルギーの使用の合理化に関する法律の施行に関する事務。</p> <p>14 建設機械抵当法の施行に関する事務。（福岡、久留米、北九州及び飯塚に限る。）</p> <p>15 県営の建築工事及び委託を受けた建築工事の監督に関する事務。（北九州及び那珂に限る。）</p>

事務所名	課(室)名	所掌事務
	(福岡)	1 県道筑紫野古賀線のバイパスの建設及び改良に関すること。
	(朝倉)	1 小石原川ダムの建設に伴う道路の改良に関すること。
	(田川)	1 国道322号田川バイパスの建設に関すること。
	(八女)	1 平成24年7月豪雨災害関係事業に関すること。 2 平成24年7月豪雨災害関係事業のために行う次の事務 (1) 測量法の施行に関すること。 (2) 土地収用法の施行に関すること。 (3) 公共用地の取得に関する特別措置法の施行に関すること。 (4) 用地取得に関すること。 (5) 損失補償に関すること。 (6) 登記事務に関すること。
	(福岡、北九州)	1 橋井川及び那珂川流域の床上浸水対策特別緊急事業に関すること。(福岡に限る。) 2 紫川流域の豪雨対策事業に関すること。(北九州に限る。)
鳴淵・猪野ダム 瑞梅寺ダム (福岡)		
藤波ダム (久留米)		
力丸・犬鳴ダム 福智山ダム (直方)		1 ダムの操作に関すること。 2 ダム、貯水池その他付属施設の維持管理に関すること。 3 気象、水象等の調査測定に関すること。 4 テレメーター装置、警報設備及び無線電話の操作及び維持管理に関すること。 5 庶務に関すること。 6 財務会計に関するもののうち、公有財産の管理並びに物品の管理及び保管に関すること。
日向神ダム (八女)		
ます渕ダム (北九州)		
油木ダム 陣屋ダム (田川)		
南畠ダム 山神・牛頭・北谷ダム (那珂)		
	(南筑後)	1 海岸法の施行に関すること。 2 港湾法の施行に関すること。 3 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律の施行に関すること。

事務所名	課(室)名	所掌事務
		<p>1 庶務に関すること。</p> <p>2 財務会計に関することのうち、税外諸収入の収入及び現金の記録管理に関すること。</p> <p>3 砂防法の施行に関すること。</p> <p>4 公有水面埋立法の施行に関すること。</p> <p>5 水防法の施行に関すること（技術に関するものを除く。）。</p> <p>6 道路法の施行に関すること。</p> <p>7 都市公園法の施行に関すること。（柳川に限る。）</p> <p>8 地すべり等防止法の施行に関すること。</p> <p>9 道路交通法の規定に基づく道路の使用に係る協議に関すること。</p> <p>10 河川法の施行に関すること。</p> <p>11 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律の規定に基づく交通安全施設等整備事業（技術に関するものを除く。）に関すること。</p> <p>12 砂利採取法の施行に関すること。</p> <p>13 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の施行に関すること。</p> <p>14 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の施行に関すること。</p> <p>15 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事務（土木工事の特定建設資材に係る分別解体等に限る。）のうち、届出及び通知の受領に関すること。</p> <p>16 国有財産に関する事務。</p> <p>17 海岸法の施行に関する事務。</p> <p>18 港湾法の規定に基づく港湾の維持修繕に関する事務。（前原を除く。）</p>
(柳川を除く。)	(柳川)	<p>1 道路法の規定に基づく国道及び県道の維持修繕に関する事務。</p> <p>2 土地区画整理法の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。</p> <p>3 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律の規定に基づく交通安全施設等整備事業の技術に関する事務。</p> <p>4 砂防法の規定に基づく砂防施設の維持修繕に関する事務。（柳川は建設及び改良に関する事務を含む。）</p> <p>5 水防法の施行に関する事務のうち、技術に関する事務。</p> <p>6 地すべり等防止法の規定に基づく地すべり防止施設及びぼた山崩壊防止施設の維持修繕に関する事務。（柳川は建設及び改良に関する事務を含む。）</p> <p>7 河川法の規定に基づく河川の維持修繕に関する事務（河川総合開発事務所の所掌事務であるものを除く。）。（柳川は建設及び改良に関する事務を含む。）</p> <p>8 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の規定に基づく急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕に関する事務。（柳川は建設及び改良に関する事務を含む。）</p> <p>9 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事務のうち、土木工事の特定建設資材に係る分別解体等に係るもので、他課に属しないこと。</p> <p>10 海岸法の規定に基づく海岸の県営の維持修繕に関する事務（他の出先機関の所掌事務であるものを除く。）。（柳川は建設及び改良に関する事務を含む。）</p> <p>11 港湾法の規定に基づく県営港湾の維持修繕に関する事務。（前原を除く。柳川は建設及び改良に関する事務を含む。）</p>
(柳川)	(柳端川)	<p>1 沖端川の河川激甚災害対策特別緊急事業に関する事務。</p> <p>2 沖端川の河川激甚災害対策特別緊急事業のために行う次の事務</p> <p>（1）測量法の施行に関する事務。</p> <p>（2）土地收用法の施行に関する事務。</p> <p>（3）公共用地の取得に関する特別措置法の施行に関する事務。</p> <p>（4）用地取得に関する事務。</p> <p>（5）損失補償に関する事務。</p> <p>（6）登記事務に関する事務。</p>

事務所名	課(室)名	所掌事務
	(柳川)	<p>1 統計法の規定に基づく指定統計のうち、建築着工統計に関すること。</p> <p>2 建設業法の施行に関すること。</p> <p>3 建築基準法の施行に関すること。</p> <p>4 建築士法の施行に関すること。</p> <p>5 宅地建物取引業法の施行に関すること。</p> <p>6 土地区画整理法の施行に関する事務のうち、建築等の制限に関すること。</p> <p>7 都市計画法の施行に関する事務のうち、建築等の制限に関すること。</p> <p>8 都市再開発法の施行に関すること（地方公共団体施行に係るものを除く。）。</p> <p>9 净化槽法の施行に関する事務のうち、浄化槽の構造及び浄化槽工事業に係る登録に関すること。</p> <p>10 福岡県福祉のまちづくり条例の施行に関する事務のうち、建築物に関すること。</p> <p>11 独立行政法人住宅金融支援機構から委託された事務に関すること。</p> <p>12 建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律の施行に関する事務のうち、建築物の特定建設資材に係る分別解体及び解体工事業者に係る登録事務等に関すること。</p> <p>13 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関すること。</p> <p>14 エネルギーの使用の合理化に関する法律の施行に関すること。</p>
		<p>1 ダム建設事業に係る用地取得、損失補償及び登記事務に関すること。</p> <p>2 庶務に関すること。</p> <p>3 財務会計に関すること。</p>
		<p>1 ダム建設事業の企画及び調査設計に関すること。</p> <p>2 ダム建設事業に係る工事の施行に関すること。</p>
(苅田)		<p>1 庶務に関すること。</p> <p>2 財務会計に関すること。</p>
		<p>1 県営港湾の管理に関する事務のうち、県営苅田港に関すること。</p>
		<p>1 県営苅田港の維持修繕及び施工工事に関すること。</p>

3 県土整備部出先機関の所在等

名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	管轄区域
福岡県土整備事務所	812-0053	福岡市東区箱崎1丁目18番1号 粕屋総合庁舎	(092) 641-0161	(092) 632-8677	福岡市のうち那珂県土整備事務所の管轄区域を除く地域 古賀市 糸島市 糟屋郡
前原支所	819-1112	糸島市浦志2丁目3番1号 糸島総合庁舎	(092) 322-2961	(092) 324-9255	福岡市西区の一部 糸島市
久留米県土整備事務所	839-0865	久留米市新合川町1丁目7番27号	(0942) 44-5222	(0942) 44-9561	久留米市 小郡市 うきは市 三井郡
南筑後県土整備事務所	836-0034	大牟田市小浜町24番地1 大牟田総合庁舎	(0944) 41-5112	(0944) 41-5120	大牟田市 柳川市 大川市 みやま市 三潴郡
柳川支所	832-0823	柳川市三橋町今古賀8番地1 柳川総合庁舎	(0944) 72-4155	(0944) 74-3890	柳川市 大川市 みやま市 三潴郡
直方県土整備事務所	822-0025	直方市日吉町9番10号 直方総合庁舎	(0949) 22-5608	(0949) 22-5644	直方市 宮若市 鞍手郡
京築県土整備事務所	828-0021	豊前市大字八屋2007番地の1 豊前総合庁舎	(0979) 82-3350	(0979) 83-3215	行橋市 豊前市 京都郡 築上郡
行橋支所	824-0005	行橋市中央1丁目2番1号 行橋総合庁舎	(0930) 23-1747	(0930) 25-6917	行橋市 京都郡
朝倉県土整備事務所	838-0068	朝倉市甘木2014番地1 朝倉総合庁舎	(0946) 22-3910	(0946) 24-7360	朝倉市 朝倉郡
八女県土整備事務所	834-0063	八女市本村字深町25番地 八女総合庁舎	(0943) 22-6982	(0943) 23-7722	八女市 築後市 八女郡

名 称	郵便番号	所在地	電話番号	F A X番号	管轄区域
北九州県土整備事務所	807-0831	北九州市八幡西区則松3丁目7番1号 八幡総合庁舎	(093) 691-2761	(093) 692-9479	北九州市 中間市 宗像市 福津市 遠賀郡
宗像支所	811-3436	宗像市東郷1丁目2番1号 宗像総合庁舎	(0940) 36-2005	(0940) 36-6433	宗像市 福津市
田川県土整備事務所	825-0002	田川市大字伊田4543番地の1	(0947) 42-9111	(0947) 42-8760	田川市 田川郡
飯塚県土整備事務所	820-0004	飯塚市新立岩8番1号 飯塚総合庁舎	(0948) 23-4159	(0948) 25-6280	飯塚市 嘉麻市 嘉穂郡
那珂県土整備事務所	816-0943	大野城市白木原3丁目5番25号 筑紫総合庁舎	(092) 513-5561	(092) 513-5606	福岡市博多区の一部 福岡市南区の一部 筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 筑紫郡
五ヶ山ダム建設事務所	811-1224	筑紫郡那珂川町大字安徳702-1	(092) 953-0853	(092) 954-2572	
伊良原ダム建設事務所	824-0244	京都郡みやこ町犀川横瀬1912番1	(0930) 42-1778	(0930) 42-0948	
苅田港務所	800-0315	京都郡苅田町港町29番地	(093) 434-0585	(093) 436-2875	

		!"# \$ %&' () *+, - . /0	

1234	567 12 34 8 9	:2 ;< = >? @ABC D EF34	
GHI34	HI J 567 GHI34 8 9	567KLM0 HI NOPQ RSTULM /0 VW D EF 34	HI
XYZ4	XY [567XYZ4 8 9	XY\]= ^XY / 0 VW D EF34 TU/ _/ `0 a b cd /0 e#f	gh

	i \$	jW	
567 NO k	56lmnopqrs t u 567pqvwxyz{	} ~•€f	
567,f k	56lmnopqrs t u 567pqvwxyz{	%„,f ...†LM	‡^,f`‰oŠ
56Œ• ‡^,f k	56lŽoŽ•J• 't u	56ITU= “”•U Œ•I -I‡^, f —~#...†LM	‡^,f`‰oŠ
TMš> œ 567—~•ž Ÿ jç£¤	¥!§„©sª«¬- t 9	—~®,~°P—~•ž /0 EF±²³P—~ •ž& `0 ²'P μ ~\±¶·TU μLM]

時期	行事名	概要	担当課
5/1～5/31	水防月間	水害の未然防止又は軽減を目的に水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及を図り、国民の水防に対する理解と広く協力を求めるため水防訓練の実施等を行う。	河川課
6/3	測量の日	測量の意義及び重要性に対する国民の理解と関心を一層高めるため、測量・地図に関する情報、知識を国民に普及、啓発する各種行事を全国敵意活一体的に実施する。	県土整備総務課
6/1～6/7	水道週間	水道についてさらに国民の理解を深め、水道事業の今後の発展に資するため広報活動を実施する。	水資源対策課 水道整備室
6/1～6/30	土砂災害防止月間	土砂災害防止に対する県民の理解と関心を深めるとともに土砂災害防止に関する防災知識の普及・警戒避難体制整備の促進等の運動を推進する。	砂防課
7/1～7/31	河川愛護月間	河川愛護思想の普及を図り、河川愛護と正しい河川の利用について広く県民の認識を深める。	河川課
7/1～7/31	海岸愛護月間	海岸愛護の思想を深く県民に広報し、豊かで潤いのある海岸の保全を推進する。	港湾課
7/7	川の日	河川と国民の関わり、その歴史、河川の持つ魅力などについて、広く国民の理解と関心を深める。	河川課
8/1 8/1～8/7	水の日 水の週間	水の有限性、貴重さ及び水資源開発の重要性について国民の関心を高め、理解を深めることを目的に、国及び地方公共団体、関係諸団体の緊密な連携により、水に関する各種行事を全国的に実施する。	水資源対策課
8/1～8/31	道路ふれあい月間	安全で快適な道路環境を保持するため、交通安全施設等の点検と整備、道路の正しい利用と道路愛護思想の普及を図り、道路を常に美しく安全に使用する気運を高める。	道路維持課
8/10	道の日	見過ごされがちな道路の重要性に対する県民の理解と道路愛護の精神を高めるため、「道の日」を中心に、道路を様々な角度から紹介する行事を展開する。	道路維持課 道路 設課
8/25～8/31	道路防災週間	防災施設・設備の点検や防災訓練などを実施するとともに、地域の方々や道路利用者などに安全性・信頼性の高い道路ネットワークの重要性と防災への備えなどを認識していただき防災への知識・意識の向上等を図る。	道路維持課

8 30～は 5 は 1	防災週間 防災の日		
10/1～10/7	全国道路様識週間	道路様識の設織 河及び 共害を広域的・ 練的に点検し、その策理の 広を図るとともに、道路様識の重要性を広報し、道路様識に対する意識の高推を図る。	道路維持課
11/18	土 の日	示企資本整備の重要性や土 事業についての理解を深めてもらうことを目的として状報体 や ネ 展 の パワトを開備し、土 と日常のくらしの持点を紹介する。	介 課 道路 設課

県土整備行政の概要

平成 26 年 6 月

発行者 福岡県県土整備部企画課

住 所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

TEL (092) 651-1111

内線 4451 企画係